

公益社団法人全国大学保健管理協会保健看護委員会規則

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会に定款第38条の規定に基づき保健看護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、大学保健管理において看護職が担う業務に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報収集及び情報交換に関すること。
- (2) 調査及び研究に関すること。
- (3) 研修に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 看護職の連携に関すること。
- (6) その他看護職が担当する業務に関すること。

第3条 委員会は、委員長が必要と認める者若干名で組織する。ただし、理事1名、評議員1名を含むものとする。

- 2 委員の過半数は、看護職から選任する。
- 3 委員は、委員長が選任し、代表理事が委嘱する。
- 4 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員長は、代表理事が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第7条 委員会において特別な経費を必要とする場合は、代表理事に請求することができる。

第8条 委員会は、審議事項について、必要に応じ理事会に具申するものとする。

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、令和元年5月16日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱する第3条第1項の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。